

2024年4月

アジア最新法律情報 No.189

独占禁止法・競争法ニュースレター No.31

インド

## インド競争法に基づく企業結合の届出及び小規模取引の除外の基準の変更

弁護士 山本 匡

## はじめに

インド競争法（Competition Act, 2002）に基づき、企業結合の当事者とグループの資産及び売上高を基準として、一定の規模の企業結合は、インド競争委員会（Competition Commission of India）への届出が必要となる<sup>1</sup>。インドの企業省（Ministry of Corporate Affairs）は、2024年3月7日に通達<sup>2</sup>を出し、届出基準を変更するとともに、小規模取引の除外（de minimis exemption）の基準も変更した。これらの基準の変更により、届出が不要となる企業結合の範囲が拡大する。

## 1. 企業結合の届出基準の変更

企業省が出した通達により、2024年3月7日以降、企業結合の届出基準が変更されることとなった。新旧の届出基準は以下の通りである<sup>3</sup>。同日以降は、新基準のいずれかに該当すると、原則としてインド競争委員会への届出が必要となる。

&lt;旧基準&gt;

		資産	売上高
インド国内合計	当事者	200 億ルピー	600 億ルピー
	グループ	800 億ルピー	2,400 億ルピー
全世界合計	当事者	10 億米ドル (そのうち、インド国内で 100 億ルピー)	30 億米ドル (そのうち、インド国内で 300 億ルピー)
	グループ	40 億米ドル (そのうち、インド国内で 100 億ルピー)	120 億米ドル (そのうち、インド国内で 300 億ルピー)

<sup>1</sup> 2023年インド競争法改正法（Competition (Amendment) Act, 2023）により取引価値基準が導入され、取引価値が200億ルピーを超える場合において、対象会社がインドで実質的な事業（substantial business operations in India）を行っている場合には、インド競争委員会への届出が必要となる。同改正はまだ施行されていない。

<sup>2</sup> <https://cci.gov.in/images/whatsnew/en/1130e1710307182.pdf>

<https://cci.gov.in/images/whatsnew/en/1131e1710307257.pdf>

<sup>3</sup> インド競争法において、2年毎に卸売物価指数等に基づいて基準の変更を検討することとされている。前回の基準の変更は2016年3月に行われた。

## ＜新基準＞

		資産	売上高
インド国内合計	当事者	250 億ルピー	750 億ルピー
	グループ	1,000 億ルピー	3,000 億ルピー
全世界合計	当事者	12 億 5,000 万米ドル (そのうち、インド国内で 125 億ルピー)	37 億 5,000 万米ドル (そのうち、インド国内で 375 億ルピー)
	グループ	50 億米ドル (そのうち、インド国内で 125 億ルピー)	150 億米ドル (そのうち、インド国内で 375 億ルピー)

\*2024 年 3 月 28 日現在、1 ルピー = 約 1.8 円

## 2. 小規模取引の除外の基準の変更

企業結合が上記 1 の届出基準に該当する場合であっても、企業結合の対象会社のインド国内の資産が 35 億ルピー以下又はインド国内の売上高が 100 億ルピー以下である場合には事前届出が不要とされていた。今回の改正により、小規模取引の除外の基準が、資産につき 45 億ルピー、売上高につき 125 億ルピーに変更された<sup>4</sup>。この基準は 2024 年 3 月 7 日から 2 年間有効である。

日本企業はこの小規模取引の除外を多用してきており、インドでの届出を不要と整理する際の非常に重要な拠り所となっているため、今回の基準の変更は好ましい変更といえる。

<sup>4</sup> 脚注 1 記載の取引価値基準に該当する企業結合には小規模取引の除外が適用されない。そのため、取引価値基準に該当すれば、対象会社のインド国内の資産や売上高にかかわらず、インド競争委員会への届出が必要となる。

[執筆者]

**山本 匡**（長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー）

tadashi\_yamamoto@noandt.com

2009年から2017年にかけて、インド・シンガポールで勤務。2015年からヤンゴンにて随時勤務。新興国を中心に海外進出、各種リーガル・サポートに携わっている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## 長島・大野・常松 法律事務所

[www.noandt.com](http://www.noandt.com)

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約600名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ\*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(\*提携事務所)

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

アジア最新法律情報及び独占禁止法・競争法ニュースレターの配信登録を希望される場合には、[<https://www.noandt.com/newsletters/>](https://www.noandt.com/newsletters/)よりお申込みください。アジア最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては[<newsletter-asia@noandt.com>](mailto:newsletter-asia@noandt.com)まで、独占禁止法・競争法ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては[<nl-complaw@noandt.com>](mailto:nl-complaw@noandt.com)までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。